

事務連絡
令和2年7月28日

各 〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

今般、「サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）」が本年7月22日から開始されており、観光庁において当該事業における宿泊事業者の参加条件等として、「旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め帰国者・接触者相談センターに連絡し、その指示に従い、適切な対応をとること」等が示されているところです。

宿泊事業者からの相談は、休日・夜間に多くなることが見込まれます。

相談体制の整備については、「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」（令和2年6月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等によりお示ししているところですが、以下の事項にご留意の上、土日祝日も含め、24時間の電話受付が可能な体制を整備していただくとともに、外部からの電話相談に対し、確実に対応できる体制となるよう、改めてお願いいたします。

- ・全庁的な協力体制の下、必要な人員体制を確保し、土日祝日も含め、24時間の受付が可能な電話連絡先を設定すること
- ・上記の体制構築に際しては、都道府県単位での集約化、外部委託の活用が可能であること
- ・電話連絡先については、新型コロナウイルス感染症対策を行っている部署だけでなく、庁内で広く共有しておくことで、担当職員以外の者が電話を受けた場合でも、適切な電話連絡先が案内可能な体制とすること
- ・上記に際しては、自動応答や自動転送などのICTの活用などが可能であること
- ・土日祝日、夜間の電話連絡先等について、ホームページ等でわかりやすく公表すること

また、旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応については、

- ・「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号厚生労働省健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局生活衛生課課長通知）
- ・「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年6月26日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡。以下「6月事務連絡」という。）
- ・「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について【補足】」（令和2年7月22日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課及び観光庁観光産業課事務連絡。以下「7月事務連絡」という。）

において、営業者が日頃留意すべき事項、新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合の対応、感染が疑われる宿泊者に接触対応した場合等の従業員の対策等についてお示ししているところです。

(参考)

- ・ 6月事務連絡（抜粋）
宿泊客がチェックインする際に、検温を行い37.5度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡し、その指示に従うこととする。
- ・ 7月事務連絡（抜粋）
宿泊客がチェックインする際に、検温を行い37.5度以上の熱や咳・咽頭痛の症状がある場合には、本人の同意を得た上で、保健所に連絡する際、休日や夜間など、最寄りの保健所への連絡がつかない場合には、各自治体において設置されている「新型コロナウイルスに関する帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従うこととする。

今般、関連通知及び事務連絡も含めて改めて周知しますので、宿泊施設の関連部局とも連携の上、宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について、遺漏がないようお願いいたします。